

石川労働局発表  
令和4年7月4日(月)

【照会先】

石川労働局労働基準部賃金室  
室長 川崎 春夫  
監督課長補佐 南出 清一  
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

## 石川県最低賃金の改正を諮問します

- 令和4年度石川県最低賃金の審議が始まります -

石川労働局長(長嶋 政弘)は、令和4年7月7日(木)開催の「第444回石川地方最低賃金審議会」において、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、同審議会会長に対して石川県最低賃金(現行:時間額861円)の改正決定について、調査審議をお願いする旨の諮問を行います。

### 記

- 会議名 「第444回石川地方最低賃金審議会」
- 開催日時 令和4年7月7日(木)午前10時00分~(60分程度)
- 開催場所 金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室  
(金沢市西念3丁目4番1号)
- その他 取材(テレビカメラ等による撮影)は、会議の冒頭(諮問文の交付まで)のみとさせていただきます。

以上